

意見書案

意見書案第20号

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書について

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年12月18日提出

議会運営委員長 井上久嗣

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書

全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は小2で35人以下学級を実施しました。しかし、安倍政権にかわった2013年度以降は、父母・国民の期待に背を向け、35人以下学級の前進を見送り、教職員定数改善計画も1959年に開始して以来、初の純減を強行しました。

今、学校では、いじめ・体罰の問題や全国一斉学力テスト体制による競争主義教育によって、多くの子どもたちが苦しんでいます。更に、子どもたちを守るべき教職員も長時間過密労働で追いつめられています。こうした状況を変えていくために、少人数学級実現や教職員定数増は大きな力を発揮します。国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学校規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

しかし、少人数学級実現や教職員定数増を自治体だけの負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることになります。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級実現と教職員定数増を行うことが強く求められています。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せを行い「定数くずし」等の安上がり政策を進めてきた結果、学校では臨時・非常勤職員が増え続けています。こうした非正規だのみの状態は、子どもたちにとっても、ともに働く教職員にとっても、十分な教育環境ではありません。教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化を進める必要があります。

日本の教育機関への公財政支出の対GDP費（2010年度）は3.6%でOECD諸国の中では4年連続最下位となっています。段階的にOECD平均並みの5.4%まで引き上げていけば、小・中・高校の30人学級の実現のみならず、就学前から大学まで教育の無償化を進めること

が可能となります。地方に負担を押しつけることなく、国の責任による教育条件整備を進めることが必要です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 国の責任で、全ての小・中学校、高校で30人学級を実現すること。
2. 国は、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第21号

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書について

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年12月18日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書

北海道教育委員会（以下、道教委）は平成18年8月「新たな高校教育に関する指針」（以下、「指針」）を発表し、平成20年から順次指針内容を実施しています。この「指針」第6章「教育水準の維持向上を図る高校配置」の中で高校配置の考え方として「1学年4～8学級を望ましい学校規模とし、再編整備などを進めます」と明記し、学級定員を40人に固定した上で特例2間口校制度の廃止も示しました。小規模校の取り扱いでは、近隣高校との再編を進め、その判断を1学年2学級以下校においては、通学区域における中学校卒業生数の状況、欠員状況、地元からの進学率などを根拠とするとしています。

しかしながら、こうして高校配置計画を推し進めた結果を道教委は検証するわけでもなく、保護者や地域住民の声を聞くために開催している地域別検討協議会では意見を聞き置くのみの状況に、参加者から「意見が全く生かされていない」との批判が募っています。それは、各自治体が地域の高校で学ぶ環境を充実させようと、本来道教委が行うべき就学のための諸策を行っているにもかかわらず、いわば機械的に地域の高校を統廃合していることの証左です。この10年間で道立高校は35校が統廃合されました。現在、1学年3学級以下の小規模校は全207校のうち、その4割に当たる86校にのぼります。このまま「指針」に基づいて高校配置計画が進めば、地域の子どもの学習権を脅かしかねません。

「指針」が望ましい学校規模維持の利点として、「多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる」「生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる」「より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方が学べる」「生徒会活動や部活動が活性化し充実する」ことを挙げていますが、こうしたことは小規模校でも工夫次第で実現可能であり、逆に地域の高校がなくなることで通学時間が長くなり、課外活動などが十分にできない事態も起こっています。小規模校の利点は、生徒一人一人に目が行き届き、地域に根差した学校教育を受けることができる点です。現に卒業生は充実した生活を送り、母校への誇りを持って社会へ巣立っています。また、都市部では多様化再編を名目に、各々の高校の文化や歴史を顧みず、大規模な統廃合も住民の声を十分に聞かないまま進められています。

一方で道教委は高校統廃合を続けながら、スーパーグローバルハイスクール事業やアドバンスモデル校の生徒を対象にした学習合宿の実施など、教育予算を学力向上の名のもとに特定の高校に集中的に使用しています。こうした手法は、教育委員会が本旨とすべき教育の機会均等の理念を自ら放棄するものと批判されても仕方ありません。

今求められるのは、「指針」を見直し、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、全ての子どもの学ぶ権利の保障です。

よって、北海道においては、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 新たな高校教育に関する指針を見直し、子どもの学ぶ権利を保障すること。
2. 独自に少人数学級を高校で実施し、機械的高校統廃合を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

士 別 市 議 会

(提出先)

北 海 道 知 事
北海道教育委員会委員長
北海道教育委員会教育長

意見書案第22号

再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な
交付税措置を求める意見書について

再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な交付税措置
を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年12月18日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け必要な
交付税措置を求める意見書

年金支給開始年齢の繰り延べが続き、昨年4月以降の退職者からは、全く収入のない期間が生じています。定年退職後、生活の糧を全て失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以降も働き続けることを望む全ての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務づけ、昨年4月からは60歳からの継続雇用に選定基準などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。

この高年法改正は公務員にも適用され、政府は昨年3月26日、国家公務員の雇用と年金の

接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と閣議決定。3日後の同月29日には総務副大臣通知が行われ、各都道府県においてもこれに準じた措置を講ずるとされています。

ところが、道内の道立高校、小中学校に勤務する教職員については、再任用が全く保障されない異常な事態が生じています。今春（平成26年3月）道立高校を退職した教員218人中、再任用できた教員は80人に過ぎず、実に希望者の3人に1人が辞退を強いられています。

無年金期間が生じ、再任用希望者が増加する一方、子どもの減少による教員の定数減が生ずる来年度以降の事態はより深刻です。制度設計や財政負担を地方任せにした現状のままでは、来年3月も、道内の公立学校で今年を上回る大量の教職員の実質「分限（解雇）扱い」が生じかねません。原因は、制度設計や再任用教職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

対策は待ったなしです。道、道教委が任命権者として再任用保障の責任を果たさなければならぬのは当然ですが、年金と雇用の接続について、人事院が意見の申出（平成23年9月）を行った定年延長ではなく、「当分は再任用制度による」と、その制度の大枠をつくった政府が財政支援を必要とする都道府県に対し、交付税等の追加措置を講ずべきことも当然です。

今年3月の定年退職者では再任用を希望した教員の3分の1が希望と異なる遠距離配転などのため、再任用を断念させられています。道教委がそのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、来春も事実上の3月解雇が繰り返されることになりかねません。

道教委が「国や他府県の動向を見極めて」などと、現行制度の延長上の対策にとどまっている状況も問題です。地域では、学校統廃合などにより学校が次々となくなり、教育の機会均等原則が脅かされています。少人数学級など、どの子にも行き届いた教育を行うための定数増や定員外措置とあわせて再任用問題も解決が図られれば、教育条件も前進します。

よって、国においては、希望する全ての教職員の再任用保障に向け、次の事項について実現するよう強く要請します。

記

1. 希望する教職員の再任用実現へ必要な制度設計を行うこと。
2. 教育条件整備のため、希望する教職員の再任用を可能にするため、国は対策が求められる都道府県への交付税等、必要な財源支援を行うこと。
3. 希望者の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇止めをされることのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

意見書案第23号

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年12月18日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リ

リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることになります。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
3. G P I Fにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第24号

「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることを求める意見書について

「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることを求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年12月18日提出

議会運営委員長 井上久嗣

「農業改革」の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることを求める意見書

これまで市場原理にまかせるのはふさわしくないと、自由競争に一定の歯止めがかけられてきた医療・福祉・雇用・農業分野の規制を、安倍政権は「岩盤規制」と呼び、ここに「ドリルで穴をあける」として規制改革を進めています。今提起されている農業改革はその一環であり、農業を企業のもうけの場に開放するためには目ざわりな農協や農業委員会を解体しようとするものです。

命の源・食糧生産を担う農業を、企業のもうけのために開放することは、家族農業や関連産業を破壊し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能を失い、地域を支える生業や雇用を奪うこととなります。

また、農協のあり方に政治が介入することは、ICA（国際共同組合同盟）も批判しているように、協同組合原則を否定するものであり、農協にとどまらない、消費生活協同組合や共済協同組合にも波及する大きな問題です。

政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編、連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し、地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらします。

国連は、今年を国際家族農業年とし、食料危機の解決と食料主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業普及を呼びかけています。しかし、現在政府が進めている農業改革は、この国連の提起にも反します。

政府が進める農業改革には反対です。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要です。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求めます。

記

1. 食料自給率の向上を目指すこと。
2. 協同組合の自主性を守り、農協の組織改編を法律で押しつけないこと。
3. 農協解体は、地域経済やインフラを破壊し、農協労働者を初め地域の雇用を奪うものであり、やめること。

4. 企業の農地取得に道を開く農地法などの改定はしないこと。
5. 農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
経 済 産 業 大 臣
農 林 水 産 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第25号

日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書について

日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成26年12月18日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書

北海道と隣国のロシア連邦サハリン州とは、宗谷海峡を挟んでわずか43キロメートルという地理的特性から、歴史的にも深いつながりがあります。昭和63年にサハリン州知事から北海道知事へ要請があり、平成7年から再開された稚内・コルサコフ間のサハリン定期航路は、日本とサハリン州を結ぶ唯一の船舶による交通手段として、北海道、ひいては日本とロシアの友好の架け橋として大きな役割を果たしてきた国際航路です。

本航路開設以降、文化や教育などの人的交流から始まり、水産物の輸入など経済的な交流

も進んでいます。特にサハリン州における石油・天然ガス開発プロジェクトの進展により、関連資機材の輸出や道内企業の関連事業の受注など経済活動が活性化しています。

また、昨年からユジノ・サハリンスク市で開催されている道北物産展では、参加市が6市から9市に増え、取扱い品目も増加し、来年以降の実施についても約束されたことから、サハリン州との交流は着実に広がりを見せており、今後の北海道の産品の販路として大いに期待できるものです。更に、本年は本市議会を含む道北支部市議会議長会がサハリン州を訪問し、サハリン州の15市議会議長との交流会議を行い、より一層きずなを強めたところです。

以上のことから、稚内・コルサコフ間のサハリン定期航路は、本市を含む道北地域を初め、北海道にとって地域の発展に必要不可欠な航路であり、ひいては日本とロシア連邦の友好関係へ大きく寄与するものです。

よって、国及び北海道においては、同航路の運航存続に向けた支援を行うよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域)
衆議院議長
参議院議長
北海道知事